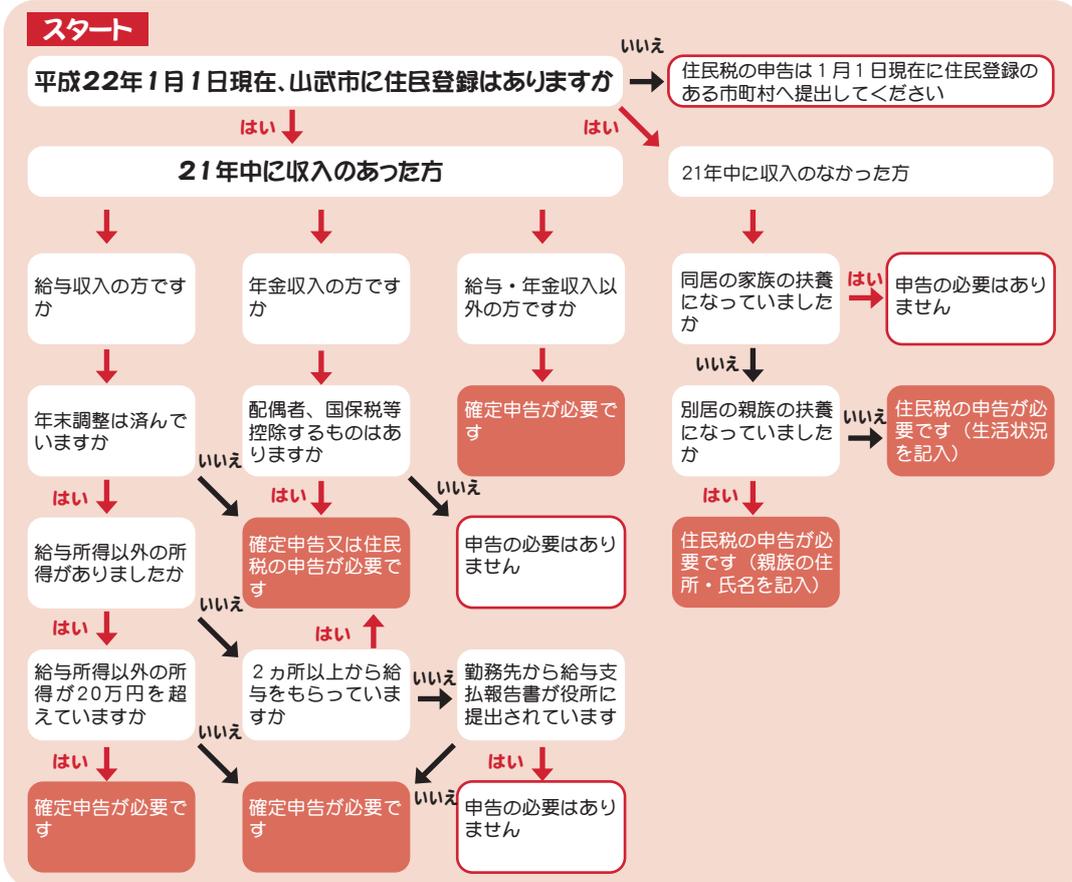


# お知らせ

## あなたは所得税や住民税の申告をする必要がありますか？



## 住民税

2月16日から3月15日まで

## の申告相談・受付期間

問 課税課市民税係 ☎(80) 1281

### ◆申告に必要なもの

●印かん

●給与・年金所得者は源泉徴収票または収入金額を証明するもの

●事業所得者(農業・営業等)は収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類

●医療費控除を受ける場合は医療費などの領収書(所得によって対象とならない場合もあります。)

※保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの

●租税公課については納税通知書等を確認してください。

●社会保険料、生命保険料、地震保険料、雑損、寄付金などの控除を受ける方は、領収書や証明書など

●国民年金保険料については、社会保険庁や年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

**注** 電話によるお問い合わせは、個人情報保護のためお答えできません。お手元の納税通知書、領収書などをご確認ください。

◎平成21年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、源泉徴収票(原本)、購入者本人の住民票、収入印紙の貼付された売買契約書または請負契約書(写し)、登記事項証明書(原本)、金融機関の借入金年末残高証明書、計算明細書(税務署・市役所課税課に用意)

●金融機関の口座番号のわかるもの(申告者本人名義)

◆事業所得の方は収支内訳書の添付を

●営業・農業・不動産所得を申告される際は、総収入金額や必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」を作成のうえ申告会場においでください。

### ◆譲渡所得の申告について

平成21年中に土地(借地権)や建物等の不動産をお売りになった場合、ゴルフ会員権や株式等の資産をお売りになった場合は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。

### ◆始めてみませんか e-TAX

●e-TAXなら、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税の申告、申請・届出等ができます。

●平成21年分の所得税確定申告を、e-TAXを利用して行うと、所得税額から最高5千円の控除を受けることができます。(平成19年分20年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません。)

●e-TAXを利用するには、電子証明書(住基カード)とICカードリーダーが必要となります。

### 【e-TAXホームページ】

<http://www.nta.go.jp/e-tax20/tokusyu20.htm>